

第II編

木造建築物の応急危険度 調査判定マニュアル

第II編木造建築部の応急危険調査判定マニュアル

- 記入方法等 (P.3～6)
- 建築物概要 (P.6～10)
- 調査 (P.11)
- 一見して危険 (P.12～15)
- 隣接物・周辺地盤・構造躯体 (P.16～39)
- 落下危険物・転倒危険物 (P.40～51)
- 総合判定 (P.52～55)

記入方法

- ・ 左側：調査欄
- ・ 右側：集計欄
- ・ 調査項目はゴシック体
- ・ 調査表：電算入力を前提
入力しやすい形式
- ・ 電算入力の際、見るのは
集計欄。集計欄だけ記入
すれば済むところだが、
誤記入が多くなる。
- ・ 調査欄も使用する方が
誤りが少なくなる。

集計欄は数字で記入
木

木造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）

建築物概要

1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
4 構造形式 1.在来軸組構法 2.枠組（壁）工法（ツーバイフォー） 3.プレファブ 4.その他（ _____ ）
5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他（ _____ ）
6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号 _____
住宅地図整理番号 _____
3 _____
4 _____
5 _____ 階
6 _____ m
7 _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）
1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 4.その他（ _____ ）

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
⑦ _____
判定 _____

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）
1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定 _____

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同一とする。

記入方法

1) 調査欄の該当番号に○
あるいは数字を記入

2) 集計欄に数字を転記
当てはまるものがないときはレ印

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入
木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ） _____ （ _____ / _____ ）

建築物概要

1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
4 構造形式 1.在来軸組構法 2.枠組（壁）工法（ツーバイフォー） 3.プレファブ 4.その他（ _____ ）
5 階数 1.平屋 _____ 2.2階建て _____ 3.その他（ _____ ）
6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号 _____
住宅地図整理番号 _____
3 _____
4 _____
5 _____ 階
6 _____ m
7 _____ m
8 _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）
1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
⑦ _____
判定 _____

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定 _____

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

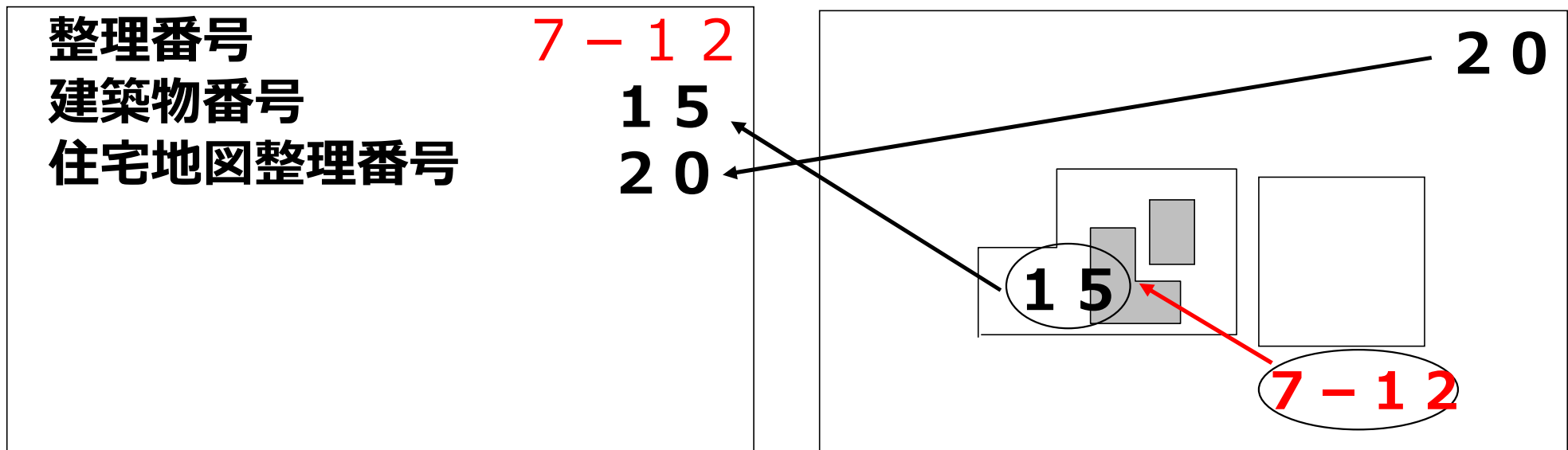
コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

各番号の標準的な付け方

- 原則は災害対策本部の指示に従い記入
- 整理番号の例：調査グループ名＋グループが処理した順番
(例) グループ名＝7、調査した12番目の建物→「7-12」
- 調査表の整理番号を、配布される地図帳の当該被災建物位置に転記しておくと、後日、場所の確認が容易

調査表

住宅地図



20と15は住宅地図に印刷されている数値あるいは記号

木造建築物の応急危険度判定調査表

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目

調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

_____ (_____ / _____)

木

整理番号 _____

<調査日時>

- ・対象建物に到着し、調査を**開始した**時刻。時間単位で記入、分は省略（例：午前11時35分⇒午前11時）

<調査回数>

- ・初めての調査時⇒**記入しない**

2回目以降、その調査回数記入。

古いステッカー：必ず持ち帰り、災害対策本部に渡す

<調査者氏名>

- ・下線部に氏名、都道府県、判定士認定番号の順に記入
- ・チームの人数が3名以上⇒余白に追記
- ・氏名はイニシャル等でも良いが、**認定番号は正確に**

木造建築物の応急危険度判定調査表

建築物概要		
1 建築物名称	1.1 建築物番号	建築物番号
2 建築物所在地	2.1 住宅地図整理番号	
3 建築物用途	1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()	住宅地図整理番号
4 構造形式	1.在来軸組構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()	3
5 階数	1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()	4
6 建築物規模	1階寸法 約ア m × イ m	5 階
		ア m
		イ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

建築物概要

<建築物名称>

- ・ 住宅地図等に記載された建築物名称を記入
- ・ 正式名称がわかる場合は、それを記入
- ・ 個人住宅：所有者氏名を記入
- ・ 1つの敷地に複数の建築物がある場合
⇒それぞれ異なる整理番号を付け、別の調査表に記入
例) <建築物名称>に「～の住宅(倉庫)」等、区別できるように記入。

木造建築物の応急危険度判定調査表

建築物概要		
1 建築物名称	1.1 建築物番号	建築物番号
2 建築物所在地	2.1 住宅地図整理番号	
3 建築物用途	1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()	住宅地図整理番号
4 構造形式	1.在来軸組構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()	3
5 階数	1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()	4
6 建築物規模	1階寸法 約ア m × イ m	5 階
調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)		ア m
		イ m

<1.1 建築物番号>

- ・建築物番号が定められている場合はそれを記入
- ・その他の場合は配布された住宅地図に記載された建築物の番号を記入

<2 建築物所在地>

- ・字名地番を記入。市区町村名は省略

<2.1 住宅地図整理番号>

- ・配布された住宅地図等の番号を記入

木造建築物の応急危険度判定調査表

建築物概要		
1 建築物名称	1.1 建築物番号	建築物番号
2 建築物所在地	2.1 住宅地図整理番号	
3 建築物用途	1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()	住宅地図整理番号
4 構造形式	1.在来軸組構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()	3
5 階数	1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()	4
6 建築物規模	1階寸法 約ア m × イ m	5 階
		ア m
		イ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

< 3 建築物用途 >

- ・【資料6-1】2ページ目に、分類が難しいものの分類例を載せています
- ・どの項目にも該当しない⇒「その他」、() に記入

< 4 構造形式 >

- ・主たる構造形式を判断して記入
- ・木造で工法が区別できない場合→「1 在来軸組構法」

木造建築物の応急危険度判定調査表

建築物概要		
1 建築物名称	1.1 建築物番号	建築物番号
2 建築物所在地	2.1 住宅地図整理番号	
3 建築物用途	1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()	住宅地図整理番号
4 構造形式	1.在来軸組構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()	3
5 階数	1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()	4
6 建築物規模	1階寸法 約ア m × イ m	5 階
		ア m

< 5 階数 >

- ・調査対象建物の被災前の階数を記入。
- ・判別できない場合⇒可能な範囲で推定し、集計欄の数値の右に「？」を付ける。(例：3？)

< 6 建築物規模 >

- ・1階寸法を目分量で推定して記入。窓が大体90cm
- ・実測上の危険なく、時間的余裕がある場合は測定。
- ・原則、間口方向「ア」、奥行「イ」。円形・不整形平面は外接する方形を想定。破壊が激しい場合「×」

木造建築物の応急危険度判定調査表：調査

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)		イ m
1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)		調査方法
1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	1
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()	

<調査範囲>

- 全ての物件について外観調査を行う。外観調査の結果
調査済⇒原則、内観調査も実施（所有者の許可必要）
要注意⇒必要に応じ、内観調査も実施（ // ）
危険⇒内観調査の必要無し（危険、調査時間短縮）
- 災害対策本部から「外観調査のみ」と指示があればそれに従う
- 内観調査：使用者のヒアリングによってもOK
 A,Bランクで内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ」と記入

木造建築物の応急危険度判定調査表：調査

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)		イ m
1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)		調査方法
1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	1
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()	

調査表「1 一見して危険と判定される」

(調査の最初の手順)

- ・ ある程度離れた位置から、明らかに危険ではないかを判断
- ・ 最も損傷の激しい箇所を予め把握しておく。

(解説)

- ・ 明らかに危険な場合、接近してまで調査する必要はない。判定者の安全が第一。

木造建築物の応急危険度判定調査表：調査

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)		イ m
1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)		調査方法
1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	1
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()	

調査表「一見して危険と判定される」 (解説：続き)

- ・一見して危険にあたるケース：調査表の表中の3項目これらに該当しない場合は「4. その他」に記入。

※ 「4.その他」の例

「対象建築物の背後に崩壊の危険性を有する斜面有り」
「建築物の敷地が崩壊の危機を有している場合」

- ・一見して危険に該当⇒「**危険 (赤)**」に○。調査終了。
「2. 隣接建築物・・・」、「3. 落下危険物・・・」の調査の必要なし。コメント欄に理由を具体的に記入。

写真-1 一見して危険と判定される



元は3階建の建物。1階RC(CB ?)造、上階W造

写真-2 一見して危険と判定される



2階建店舗併用住宅。1階崩壊。

木造建築物の応急危険度判定調査表

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり	①

①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

- 調査対象建築物のある敷地の危険性について判定。
例) 隣接建築物が傾き、敷地に倒れ込む可能性がある
例) 隣接する斜面や崖などが崩壊して敷地に影響を及ぼす危険がある
- 当該建物敷地が崖の頂部に位置している場合等で、周辺地盤に生じている亀裂等により、崖の崩壊の危険性が認められる場合についてもランク区分を行う
- 被害を受けそうだが危険性の程度が不明⇒Bランク

木造建築物の応急危険度判定調査表

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり	①
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下	②

②構造躯体の不同沈下※

- 建築物の倒壊の危険性を、**地盤の不同沈下**や**構造躯体の受けた損傷により生じる不同沈下**により判定

※「構造躯体の不同沈下」

地盤の沈下に伴う構造骨組の部分的または全体的な損傷により、屋根、小屋、土台等が上下方向に一樣でない変形をしている状況

写真-3 建築物の不同沈下



床板を見ても**殆ど傾斜が見られない** : Aランク

写真-4 建築物の不同沈下



- 建物の不同沈下は床だけでなく**屋根**にも現れる
- 軒先の線・棟の線に写真程度現れた場合：**Bランク**

写真-5 建築物の不同沈下



- 不同沈下が大きくなると小屋組の破壊が生じる
- 写真程度の**小屋組破壊、床全体の沈下**⇒ **Cランク**

木造建築物の応急危険度判定調査表

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

③基礎の被害

- 建築物の倒壊の危険性を、**基礎の被害**および**土台が受けた被害**により判定。

		み、浮き上がり	沈下	
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい（破壊あり）	③
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超	④

- 基礎の被害状況や土台との接合状況等を総合的に観察して判定

例) 基礎の被害は大きくないが、建物全体として土台からずれてしまっている場合、基礎が基礎としての機能を果たせないため、**Cランク**と判定

写真-6 基礎の被害



- 写真程度の被害が部分的（この部分のみ） ⇒ B
- 概ね、**建物全体**に見られる ⇒ C

木造建築物の応急危険度判定調査表

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

④建築物の1階の傾斜

- 建築物の倒壊の危険性を、**建築物 1 階の傾斜**から判定する。

1 階の傾斜：1 階の階高に対する横ずれの比

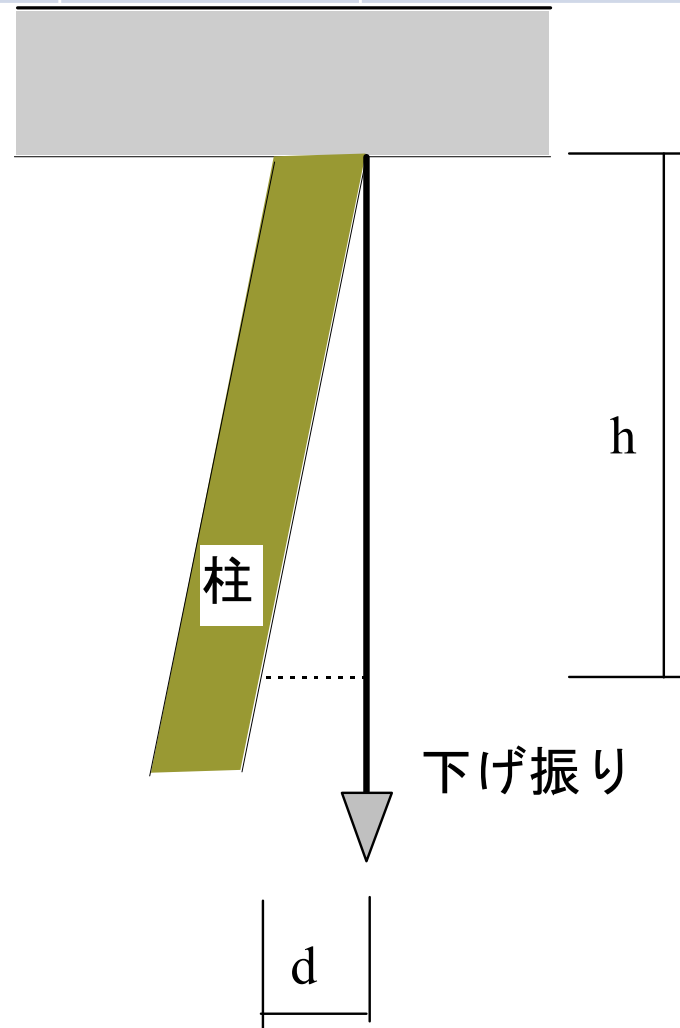
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい (破壊あり)	③
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超	④

- 地震がおさまった後に残る残留層間変形角は、およそ地震時経験最大層間変形角の半分程度。
- 既往の実験的研究より経験最大層間変形角が
 1/30 (調査時の傾斜1/60) まで⇒被害軽微
 1/10 (調査時の傾斜1/20) 超 ⇒倒壊の恐れ

層間変形角の測り方

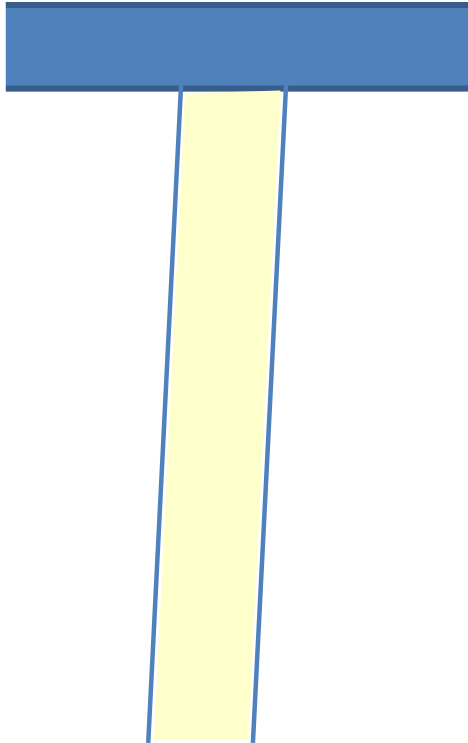
$h = 1200\text{mm}$ の場合

	Aランク	Bランク	Cランク
	$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$
残留変形角	$d/h \leq 1/60$	$1/60 < d/h \leq 1/20$	$d/h < 1/20$
経験最大変形角 γ	$\gamma \leq 1/30$	$1/30 < \gamma \leq 1/10$	$\gamma < 1/10$

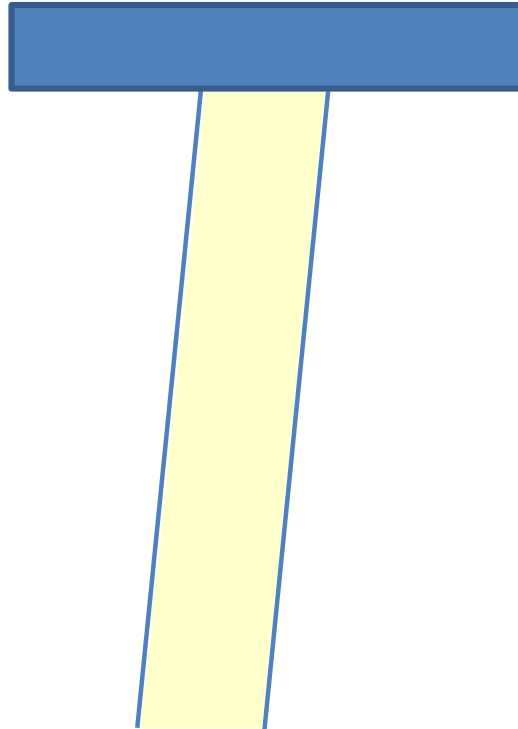


Cランクの基準の傾斜1/20はどれ位？

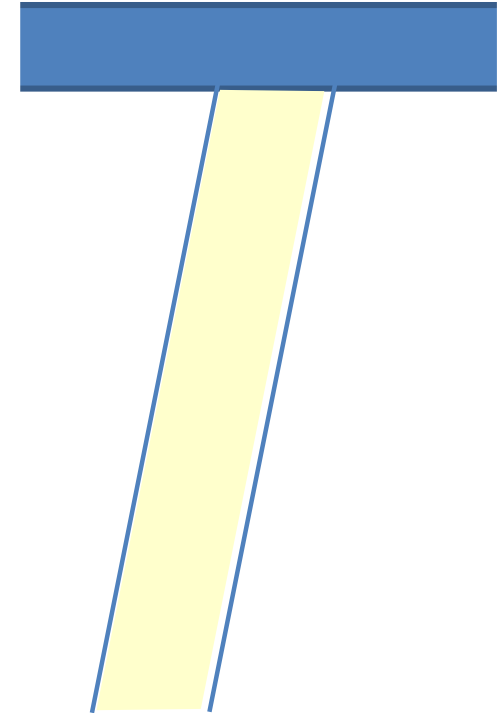
1/20



1/10



1/5



	Aランク	Bランク	Cランク
	$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$
残留変形角	$d/h \leq 1/60$	$1/60 < d/h \leq 1/20$	$d/h < 1/20$
経験最大変形角 γ	$\gamma \leq 1/30$	$1/30 < \gamma \leq 1/10$	$\gamma < 1/10$

木造建築物の応急危険度判定調査表

④建築物の1階の傾斜（補足）

建具・窓ガラスの被害からの最大層間変形角推定

- ・ 何らかの原因で、地震時経験最大層間変形角が大きいのに、調査時の傾斜が低い場合がある
- ・ しかし、一旦層間変形角が大きくなった場合、内外壁の損傷および窓等の建具の被害が発生
- ・ そこで、調査時の傾斜が小さくても、内外壁の損傷状況や建具等の被害状況から最大層間変形角が大きかったと予測される場合は、**計測した傾斜角でなく被害状況から推測して判定**

写真-7 建築物の1階の傾斜



左側：ほとんど傾斜無し。2階の一部を支えているとみられる玄関付近、**右側が大きく傾斜** **Bランク**

写真-8 建築物の1階の傾斜



1 階全体が大きく傾斜： Cランク

木造建築物の応急危険度判定調査表

⑤壁の被害

- 建築物の倒壊の危険性を、**壁の被害**から判定
- 外壁または内壁で、被害の大きい方で判定。

外観調査のみの場合は外壁のみ。

Aランク：ひび割れがない、又は僅かなひび割れ

Bランク：湿式壁の大きな亀裂・剥落。

乾式壁の亀裂や剥落。

⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り	⑤
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	⑥

Cランク：外壁面全体に渡り大きな亀裂/剥落/破壊
建物躯体の損傷が明瞭なもの

写真-9 壁の被害(外壁)



モルタル壁の大きな剥落（**この面のみ**）⇒ Bランク

写真-10 壁の被害(内壁)



湿式壁の大きな亀裂・一部剥落（この面のみ）：**B**

写真-11 壁の被害(外壁)



モルタル壁の大きな剥落（**この面のみ**）⇒ **Bランク**

写真-12 壁の被害(外壁)



モルタル壁の大きな剥落（この面のみ）

: Bランク

写真-13 壁の被害(外壁)

湿式壁であるモルタル壁

- ・ 2階部分がほとんど全部
- ・ 3階部分も大きな剥落
- ・ 1面の5割以上が剥落

⇒Cランク



木造建築物の応急危険度判定調査表

⑥腐食・蟻害の有無

- 建築物の倒壊の危険性を、**腐食・蟻害の有無**から判定。

※阪神・淡路大震災での被害状況を教訓に新設
(例) 壁の被害はBランクだが、柱や土台に腐食・蟻害による大きな断面欠損があり、余震等により被害が進行する可能性が高い場合が該当

⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り	⑤
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	⑥
危険度の判定	1.調査済み	2.要注意	3.危険	判定

※無被害の建築物：腐食・蟻害のみでBまたはCとする必要はない

木造建築物の応急危険度判定調査表

⑥腐食・蟻害の有無（補足）

- ・ 建築物の土台、1階の柱などで、観察できる場合に判定。
- ・ 腐食や蟻害がある場合、ドライバー等で損傷部を刺して被害状況を把握することが好ましいが、一見して明らかな場合、危険性が伴う場合等は目視のみで判定しても良い。

写真-14 蟻害



外壁モルタルが落下して下地が確認できた。著しい土台の蟻害。「腐食・蟻害の有無」は **Cランク**

写真-15 蟻害

筋かい端部が蟻害により
失われている例。

「腐食・蟻害の有無」
としては **Cランク**



木造建築物の応急危険度判定調査表

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり	①
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下	②
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）	③
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超	④
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剝落	3.落下の危険有り	⑤
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	⑥
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要 内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場 合	3.危険 Cランクが1以上ある場 合	判定

木造建築物の応急危険度判定調査表

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	①
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	②
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	③
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	⑤
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	⑥
⑦その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険	⑦
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場 合	3.危険 Cランクが1以上ある場 合	判定

- ・落下物、転倒物による危険性により判断。
 - ・①～⑥の6項目。それ以外で危険性がある場合、⑦その他に記載。
- 「最も危険性が高いものは？」という視点で判断

木造建築物の応急危険度判定調査表

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

(続き)

- ・ 屋根材、外装材、窓ガラス、設備機器とそれらの取付金物等、それぞれについて、目視等で状況を確認し、「損傷度が大きくかなり危険なもの」、「ほとんど被害の無いもの」、「それらの中間のもの」に、被害度をランク区分
- ・ 屋外階段の損傷状況も建築物全体の損傷度を知る大きな指標となるので、設置されている場合は必ず調査。

木造建築物の応急危険度判定調査表

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

- ・ 次のような場合、被害は受けているが、危険はなくなっているので、Aランクとする。
 - 1) 外壁が破壊しているが、全て落ちて落下するものがない
 - 2) 窓ガラスが割れ落下しそうだが、バルコニーがあって下階には被害が及ばない。
 - 3) 安定が悪いものがあるが、既に転倒していてもう転倒する可能性がない
- ・ 庇等により完全には防止できないが、危険性がかなり減少する場合は、Bランク

木造建築物の応急危険度判定調査表

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

＜判定基準＞

- ・ Aランク：明らかに危険性がないと考えられる
 - ・ Bランク：被害の危険性がCランクに比べ相対的に低い場合、または予測される被害が比較的軽い場合
- (例)
- ・ 窓ガラスが何枚か割れ、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険が高い場合。
 - ・ 既に同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険が高い場合。

木造建築物の応急危険度判定調査表

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

＜判定基準＞

- ・ Cランク：既に傾いている、又は支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合
転倒物については、支持するボルト等が破断している場合や、既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合。

→とにかく、落下や転倒に対する危険性が高い場合

木造建築物の応急危険度判定調査表

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	①
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	②
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	③
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	⑤
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.顕著な傾斜	⑥

外装材（湿式）：土壁、漆喰壁、モルタル壁、
タイル張

外装材（乾式）：木板、金属板、金属系・窯業系
サイディング、石膏ボード、
下見板、羽目板、ベニヤ板等

看板・機器類：看板、ウィンドクーラー、
屋上に設置されたタンク等

木造建築物の応急危険度判定調査表

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	①
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	②
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	③
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	⑤
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	⑥
⑦その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険	⑦

その他：ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、
バルコニー、煙突の落下の危険

定する。)

1. 調査済 (緑)

2. 要注意 (黄)

3. 危険 (赤)

木造建築物の応急危険度判定調査表

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

(解説)

- ・ 落下危険物・転倒危険物に関する調査は、各種非構造部材の落下や転倒が、**建築物の利用者や歩行者等に及ぼす危険の度合い**を判定するという観点に基づき実施
そのため、例えば、外装材のみの損傷の場合、その原因を除去することにより、危険度が減少するものがある。
- ・ この作業は慎重に行う必要
- ・ 判定ステッカーにその旨を記載するのが親切

写真-16 落下危険物(瓦)



若干、瓦の移動が見られるが、特に
落下しそうなものは見られない。 **Aランク**

写真-17 落下危険物



本屋根の瓦が下屋の方へずれてきて、下屋の方に固まっている。今にも落ちそうではないが、安全でもない。 **Bランク**

写真-18 落下危険物



瓦のずれが著しく、今にも落下しそう。
瓦の落下により怪我をする可能性が高い。Cランク

写真-19 転倒危険物(その他:ブロック壁)



ブロック塀が大きく傾いている。写真ではわかりづらいがぐらぐらしている。 「危険」 : Cランク

木造建築物の応急危険度判定調査表

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)			総合判定
1. 調査済 (緑)	2. 要注意 (黄)	3. 危険 (赤)	

<総合判定>

「1. 一見して危険と判定される」 場合以外は、

2. 隣接する建築物・周辺地盤及び構造躯体に関する危険度

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選ぶ

コメント欄の記入例（１）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

- 隣接建築物が倒れ込む危険があります。
- 擁壁が崩壊し建築物が倒壊するおそれがあり危険です。
- 構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けており危険です。

コメント欄の記入例（２）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

- 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
 - 屋外看板が落ちかけており危険があります。
- ※立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入

記入例

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
--	------	------	------

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

建築物が傾斜しており倒壊の危険があります。

ブロック塀が傾斜しており危険です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑）

2. 要注意（黄）

③ 危険（赤）

総合判定

3

応急危険度判定とは

被災建築物応急
危険度判定必修

資機材等

応急危険度判定活動

広報関係

協力協議会

お問い合わせ

被災建築物応急
危険度判定必修

Q&A

○被災建築物応急危険度判定 Q & A

□全般

- Q1 [応急危険度判定とは](#)
- Q2 [応急危険度判定士とは](#)
- Q5 [判定対象建築物は](#)
- Q6 [応急危険度判定と罹災証明のための被害調査は同じか](#)
- Q11 [判定活動に参加するのに、どの程度の休暇を取ればよいのですか](#)
- Q19 [応急危険度判定コーディネーターとはどのようなことをする人なのか](#)
- Q21 [震災後に被災地で行われる建物の調査や判定にはどのようなものがあるのですか。
また、それらにはどのような違いがあるのですか。](#)
- Q33 [地震以外の災害で出動することはありますか。](#)
- Q35 [被災度区分判定とはどのようなものでしょうか。](#)
- Q39 [「被災建築物応急危険度判定士」として認定を受けている方が、「被災宅地危険度判定」を行うことはできますか。](#)
- Q43 [判定活動中及び活動後のマスコミへの対応は？](#)
- Q52 [日本以外の国にも応急危険度判定の制度はありますか？](#)

[TOPに戻る](#)

□判定要請関係

- Q45 [応急危険度判定士は、どの程度の規模の地震が発生したときに応援要請がかかるかと思
っていいでしょうか？](#)
- Q60 [地震発生から派遣要請の連絡があるまでには、どれくらい時間がかかりますか？](#)
- Q61 [判定士の派遣要請の連絡を受けた時に、都合がつかない場合は断ってもよいのでしょうか？](#)

[TOPに戻る](#)

□判定資機材関係

- Q20 [判定士が準備する判定資機材にはどのようなものがありますか。](#)

[TOPに戻る](#)

□判定活動関係

- Q3 [判定作業は](#)
- Q4 [判定結果の表示は](#)
- Q7 [応急危険度判定の結果が罹災証明と混同されて判定士がトラブルに巻き込まれないか](#)
- Q12 [判定を実施するに当たり、判断に個人差が出ないか不安があるのですが](#)
- Q13 [判定実施中の余震が心配です。その危険の回避はどのようにしたらよいのですか](#)
- Q14 [判定後に大きな余震を生じた場合、「調査済」や「要注意」と判定した建築物が更に危険
状態を増したかどうか心配になるのですが](#)

広報誌 OQ通信

O被災建築物緊急危険度判定 OQ通信

判定士の方々への広報の一環として被災建築物緊急危険度判定OQ通信を発刊しております。都道府県を通じ配布いたし、継続的に、判定士の方々に様々な情報提供に努めてまいりたいと存じます。ご活用ください。



・平成24年度「OQ通信第15号」(平成25年2月18日発刊)

- ・東日本大震災における判定活動について
- ・長野県北部地震における判定活動について 他

・平成23年度「OQ通信第14号」(平成23年12月14日発刊)

- 東日本大震災における判定活動について
- 地震コーナー 東日本大震災における判定活動/岩手県、宮城県、福島県、茨城県
- 解説コーナー 液状化被害を受けた建築物の判定等/千葉県
- 地震被災後の建築物判定/神奈川県
- 情報コーナー 被災建築物緊急危険度判定士登録者数の状況及び登録について
- ホームページのご紹介

応急危険度判定活動に必要な判定資機材

登録証（標準）

下記の事項の文言を記載し、紙質、寸法は都道府県で決定
ただし携帯に便利なもの

☐ ☐ 県被災建築物 応急危険度判定士登録証	
写 真	氏 名 生年月日 登録番号 登録年月日 有効期限
☐ ☐ ☐ 知 事 (印)	
本証は、地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、☐☐☐ 知事が「☐☐☐要綱」に基づき交付したものである。 注意事項 住所、勤務先等に変更が生じた時は届け出て下さい。 本証の更新は、有効期限の☐☐日前までに申請して下さい。 本人連絡先 _____ 電話番号 _____ 本証を拾得した場合は、上記連絡先へご連絡下さい。	

応急危険度判定活動に必要な判定資機材

腕章（標準）

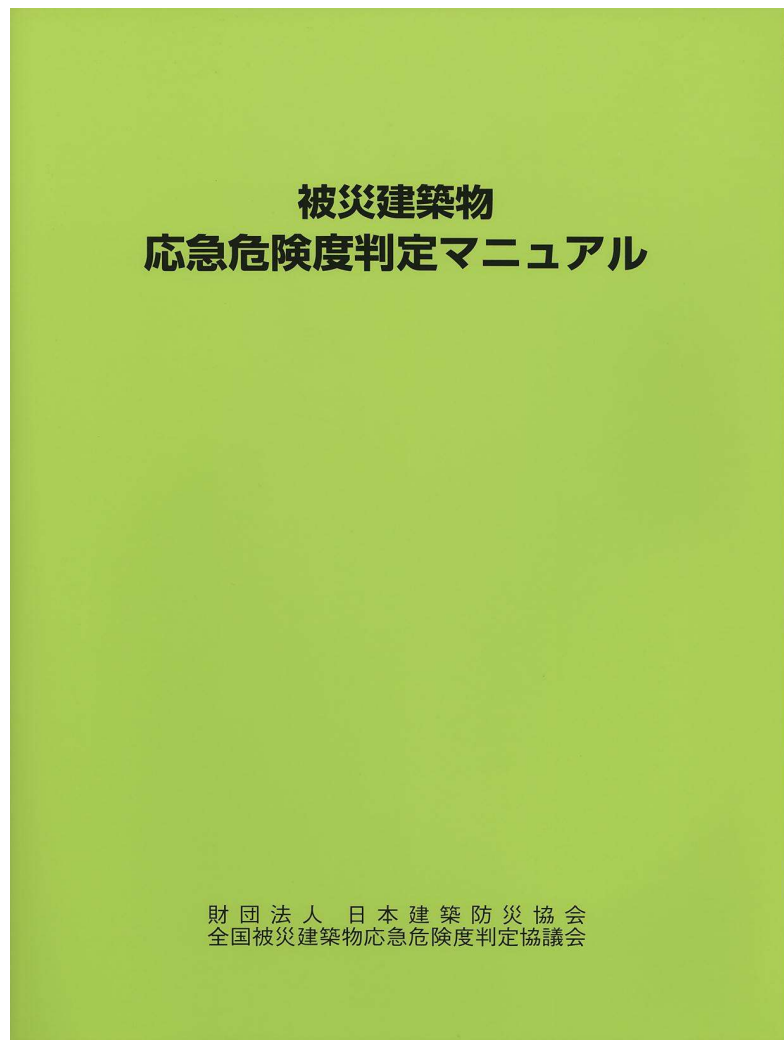


ヘルメット用シール

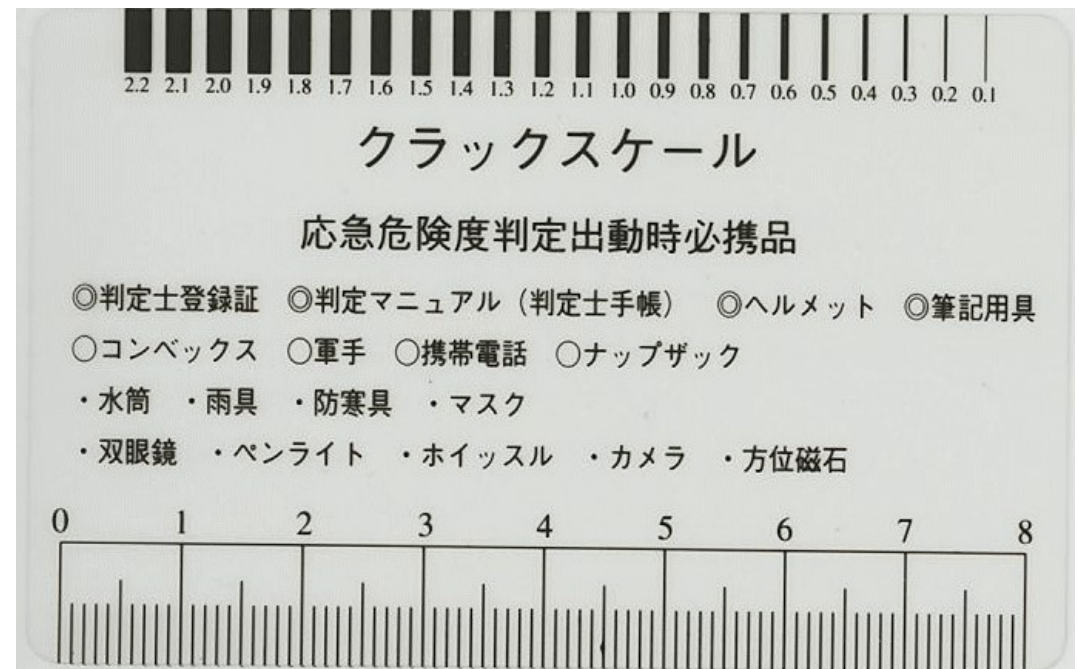
応急危険度判定士

応急危険度判定活動に必要な判定資機材

判定マニュアル (または判定士手帳)



クラックスケール



応急危険度判定活動に必要な判定資機材

応急危険度判定結果	
危険 UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話	

応急危険度判定結果	
要注意 LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家に相談下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話	

応急危険度判定結果	
調査済 INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話	

応急危険度判定活動に必要な判定資機材

木造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目 _____
調査者氏名（都道府県／No） _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____ 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____ 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ） 3 _____
4 構造形式 1.在来軸組構造 2.枠組（壁）工法（ $\text{H}=\text{H}$ ） 3.プレファブ 4.その他（ ） 4 _____
5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他（ ） 5 _____
6 建築物規模 1階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 2階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 3階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 4 _____
5 _____
6 _____

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

- 1.建築物全体又は一部の崩壊・落着 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 4.その他（ ）

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同床下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小規模の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/30超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥窓・壁の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.一部の腐食欠損	3.著しい腐食欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 遮式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.日地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤屋根・屋根材	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥屋根材	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目 _____
調査者氏名（都道府県／No） _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____ 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____ 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ） 3 _____
4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他（ ） 4 _____
5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
6 建築物規模 1階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 2階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 3階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 4 _____
5 _____
6 _____

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

- 1.建築物全体又は一部の崩壊・落着 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 4.その他（ ）

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同床下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
④柱脚の腐食の有無	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
⑤柱脚の腐食の有無	1.1/300以下	2.1/300～1/50	3.1/50超
⑥柱脚の腐食の有無	1.無し	2.局所的腐食あり	3.全面腐食あり
⑦柱脚の腐食の有無	1.1.20%以下	2.20%～50%	3.50%超
⑧柱脚の腐食の有無	1.無し	2.一部腐食あり	3.全面腐食あり
⑨柱脚の腐食の有無	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑩柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑪柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑫柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑬柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑭柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑮柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑯柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑰柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑱柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑲柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
⑳柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉑柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉒柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉓柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉔柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉕柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉖柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉗柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉘柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉙柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉚柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉛柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉜柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉝柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉞柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㉟柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊱柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊲柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊳柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊴柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊵柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊶柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊷柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊸柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊹柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊺柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊻柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊼柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊽柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊾柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食
㊿柱脚の腐食の有無	1.ほとんど無し	2.著しい腐食	3.著しい腐食

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 遮式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.日地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤屋根・屋根材	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥屋根材	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目 _____
調査者氏名（都道府県／No） _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____ 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____ 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ） 3 _____
4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造（ ）と（ ） 地上 _____ 階 地下 _____ 階
5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
6 建築物規模 1階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 2階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 3階寸法 約 $\text{A} \times \text{B}$ m 4 _____
5 _____
6 _____

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

- 1.建築物全体又は一部の崩壊・落着 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 4.その他（ ）

(1)	①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.無し	2.あり	
判	②不同床下による建築物全体の沈下	1.0.2m以下	2.0.2m～1.0m	3.1.0m超
	③不同床下による建築物全体の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/30超
	④柱の被害（下記⑤⑥の調査時（被害最大の場合））	（壁構造の場合は柱を壁のSに読みかえる）		
(2)	⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 1.1.1%以下	本 調査柱 本 2.1.1%～10%	本（調査率 %） 3.10%超
	⑥損傷度Ⅵの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅵの柱総数 1.1.10%以下	本 調査柱 本 2.1.10%～20%	本（調査率 %） 3.20%超
判定⑦	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上	
危険度の判定 判定⑦と判定⑧のうち大きな方の危険 度で判定する				
	1.調査済み （要内観調査）	2.要注意	3.危険	

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材（モルタル・タイル・石貼り）	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材（ALC板・PC板・金属・ブロック等）	1.日地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④窓枠・窓ガラス	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑤窓枠・窓ガラス	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他（ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

応急危険度判定活動に必要な判定資機材

- その他

ヘルメット 判定街区マップ 筆記用具

振り下げ ガムテープ

(状況によっては 雨具 防寒具 水筒 マスク)

- B: 応急危険度判定時にあった方がよいもの

- バインダー(台) コンベックス 軍手 携帯電話
ナップザック

- C: 応急危険度判定時にできればあると便利なもの

ハンマー(打診器) 双眼鏡 ペンライト ホイッスル
カメラ コンパス(方位磁石)